

定員減を予定している施設の概要

No	区 分	内 容	
1	意見聴取の内容	幼保連携型認定こども園の認可・利用定員の変更(減)	
2	施設の名 称	しらかばこども園	
3	所 在 地	横須賀市池田町1-22-12 他	
4	設 置 者	社会福祉法人誠心会 理事長 濱田 徹	
5	定員変更予定日	令和3年4月1日	
6	定員変更に至るまでの経緯の概要等	<p>①事業者は平成27年度に作成した「しらかばこども園の利用児童適正化計画」(参考「第36回子ども育成分科会資料(抜粋)」)に基づき、平成28年度から令和2年度までの5年間にわたり、利用児童数を減少してきた。</p> <p>②同計画の実行期間中は認可・利用定員を変更しないまま利用人数を調整してきたが、本年度をもって同計画は完了するため、来年度以降の認可・利用定員について、同計画で掲げた利用児童数等に合わせ定員減することとした。</p> <p>③なお、定員の変更は本園のみとし、池田分園及び新大津分園については変更しない。</p>	
7	施設(本園)の概要	敷地面積	989.74 m ²
		建築面積	367.81 m ²
		延床面積	996.26 m ²
		構造・階数	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建て
8	令和3年度定員	158人(現在の認可・利用定員 178人)	
9	子どもの内訳及び学級数	<p>【本園】118人(138)</p> <p>【1号12人(20)】3才4人(6)、4才4人(7)、5才4人(7)</p> <p>【2号81人(89)】3才27人(29)、4才27人(30)、5才27人(30)</p> <p>【3号25人(29)】0才0人(0)、1才0人(0)、2才25(29)人</p> <p>【池田分園】20人(20)</p> <p>【3号20人(20)】0才8人(8)、1才12人(12)</p> <p>【新大津分園】20人(20)</p> <p>【3号20人(20)】0才9人(9)、1才11人(11)</p> <p>※()内の人数は現在の定員数</p> <p>【学級数】3学級【3才児(1)、4才児(1)、5才児(1)】</p>	
10	設 備 等	<p>【本園】</p> <p>保育室6、事務室(保健室兼用)1、会議室1、調理室1、職員休憩室2、便所(園児用3か所・職員用3か所)、調乳室1、沐浴室1等</p> <p>【池田分園】</p>	

		乳児室（ほふく室）1、事務室（保健室兼用）1、便所（園児用1か所・職員用1か所）、調乳室1、沐浴室1等 【新大津分園】 乳児室（ほふく室）2、職員休憩室1、便所（園児用2か所・職員用2か所）、調乳室1、沐浴室1等
11	資産の状況	総資産額約19億6300万円（令和2年3月31日現在）
設置者や現在運営している施設等の沿革		
<p>（昭和45.4）社会福祉法人誠心会認可、「しらかば保育園」設置</p> <p>（昭和57.4）身体障害者通所授産施設「茜洋舎」設置</p> <p>（平成19.4）「しらかば保育園池田分園」設置</p> <p>（平成23.4）乳児院「しらかばベビーホーム」設置 児童養護施設「しらかば子どもの家」設置</p> <p>（平成24.4）「しらかば保育園新大津分園」設置</p> <p>（平成27.4）幼保連携型認定こども園「しらかばこども園」に移行</p> <p>（平成27.12）「しらかばこども園の利用児童数適正化計画」作成</p> <p>（平成30.1）「しらかばこども園の利用児童数適正化計画」の一部変更</p>		

位置図



【参考】平成 30 年 3 月 22 日開催 第 36 回子ども育成分科会資料抜粋

「しらかばこども園の利用児童数適正化計画」の一部変更について

1. 「しらかばこども園 利用児童数適正化計画」とは

児童福祉審議会子ども育成分科会（以下：児童福祉審議会）の意見を踏まえ、平成 27 年 12 月 11 日付けで社会福祉法人誠心会しらかばこども園（以下：事業者）が作成した計画（以下：「利用児童数適正化計画」）。利用定員の適正化計画ではなく、設備等の基準に適合した保育室の床面積から算出した最大受入れ可能児童数を計画化したもの。在籍児童が翌年度に確実に進級できる利用定員となっていることを前提に作成した計画であり、事業者はこの計画に沿って利用定員を設定し、児童を受け入れる。

2. これまでの経過

(1) 第 26 回児童福祉審議会（平成 27 年 9 月 17 日開催）

- ①事業者から 6 人の利用定員増の要望があった。
- ②理由としては、現行の保育室だけでは入所できなくなったので、更衣室を保育室に用途変更して対応したいというものだった。（更衣室は別の場所に設置するスペースあり）
- ③この要望について審議を行ったところ、用途変更する更衣室は 18.45 m²しかないため、園児 6 人と担当保育士 1 人がその保育室で過ごすことは現実的ではない等の否定的意見が出された。
- ④さらに、平成 25 年 4 月 18 日開催の第 20 回児童福祉審議会において出された附帯意見が実行されていないとの意見が出された。
- ⑤その附帯意見の概要は、「3 才児のみを分園で保育しているが、保育の連続性が途切れることや 3 才児にとって異年令の児童との交流がなくなることから、本園、分園の児童の割り振りを見直すこと。」というものだった。
- ⑥この附帯意見に対応していない状況において、このまま 6 人の定員増を認めることはできないということから、将来を見据えた適正な定員設定や本園、分園の年齢構成の見直し等を盛り込んだ計画を作成し、次回の児童福祉審議会に再度提案することとなった。

(2) 事業者は、これまで池田分園で行っていた 3 才児の保育を本園で行うよう見直すとともに、更衣室についても平成 29 年度までの使用に限ることを盛り込んだ「利用児童数適正化計画」を作成した。

(3) 第 27 回児童福祉審議会（平成 27 年 12 月 17 日開催）

- ①「利用児童数適正化計画」が提出され、再度利用定員増について審議を行った結果、「利用児童数適正化計画」の提案を認めることとした。

3. 今回の「利用児童数適正化計画」の一部変更について

- (1)平成 27 年度に作成した「利用児童数適正化計画」は、0、1 才児の保育室の床面積についての経過措置が平成 29 年度をもって終了することを前提に作成されているため、平成 30 年度からの 0、1 才児の保育室の床面積については、条例に規定された 1 人につき 3.3 m² で算定した児童数で計画したものであった。
- (2)平成 28 年 9 月 15 日に開催された第 29 回児童福祉審議会において、この経過措置の取扱いについて審議した結果、待機児童対策の観点から、当分の間、1 人につき 2.475 m²の経過措置を延長することが承認された。
- (3)この決定を受け、事業者から平成 30 年 1 月 26 日付けで「しらかばこども園 利用児童数適正化計画の変更について（依頼）」が提出された。内容としては、「利用児童数適正化計画」の平成 30 年度からの 0 才児、1 才児の児童数の変更をするものである。

【参考】経過措置について

○平成 25 年 3 月 31 日に現存する保育所の 0、1 才児の保育室の床面積については、国の示す 3.3 m²/人ではなく、これまで適用していた 2.475 m²/人でよいとするもので、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間限定の措置。ただし、現存する保育室を増改築等行った場合は対象外となる。